

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う各種支援の追加情報 (その2)

<八街市の支援事業>

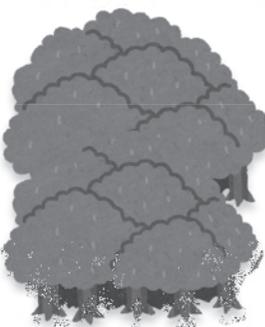
	制度の名称	対象世帯・対象者	支援内容	問い合わせ先
給付	八街市中小企業元気アップ支援事業 【対象要件を拡充】	<ul style="list-style-type: none"> 市内に事務所・事業所・営業所を有する中小企業 市内に住所を有する個人事業主 【追加対象者】 市内に事務所・事業所・営業所を有する市外在住の個人事業主 特定非営利活動法人・医療法人・社会福祉法人・一般社団(財団)法人・公益社団(財団)法人・学校法人・組合 令和2年1月から7月の間に設立された中小企業等 【対象期間】 令和2年1月～7月 → 令和2年1月～8月 【申請期限】 令和2年8月31日(月) → 令和2年9月25日(金) 【申請要件】 対象期間における任意のひと月の売上が前年同月と比較して50%以上減少 → 20%以上減少 	1事業者あたり10万円を支給	八街市中小企業元気アップ給付金受付担当 ☎312-5092

<中小・小規模事業者などの皆さま>

	制度の名称	対象世帯・対象者	支援内容	問い合わせ先
給付	千葉県中小企業再建支援金 【対象要件を拡充】	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県に「主たる事業所」を有する中小企業者であり、令和2年1月から7月までのうち、任意のひと月の売上が前年同月と比較して50%以上減少していること。 【追加対象者】 特定非営利活動法人・医療法人・社会福祉法人・一般社団(財団)法人・公益社団(財団)法人・組合 令和2年1月から3月の間に設立された中小企業等 	1事業者あたり10～40万円を支給	千葉県中小企業再建支援金センター ☎0570-044894
	家賃支援給付金 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 次の要件をすべて満たす事業主が対象です。 資本金10億円未満の中堅企業・中小企業・小規模事業者・フリーランスを含む個人事業者・会社以外の法人(医療法人・農業法人・NPO法人など) 令和2年5月～12月の売上高について、1カ月で前年同月比で50%以上減少した。または、連続する3カ月の合計で前年同期比で30%以上減少した。 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っている。 	申請時の直近1カ月における支払賃料(月額)に基づき算出した給付額(月額)の6倍を一括支給 【法人】 最大600万円 【個人事業主】 最大300万円	家賃支援給付金コールセンター ☎0120-653-930
助成	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 次の要件をすべて満たす事業主が対象です。 令和2年5月7日～9月30日の間に、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る)を整備。 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主。 令和2年5月7日～令和3年1月31日の間に、当該休暇を合計して5日以上取得させた事業主。 	助成額 対象労働者1人当たりの有給休暇計5日以上20日未満:25万円 以降20日ごとに:15万円加算(上限額:100万円) ※1事業所あたり20人まで	千葉県労働局 雇用環境・均等室 ☎306-1860
	両立支援等助成金<介護離職防止支援コース(新型コロナウイルス感染症対応特例)> 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 次の要件をすべて満たす中小企業事業主が対象です。 ①新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる介護のための有給の休暇制度を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を社内に周知すること。(法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度であること) ②新型コロナウイルス感染症の影響により対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、①の休暇を合計5日以上取得すること。 ③令和2年4月1日～令和3年3月31日に取得した休暇。 	助成額 取得日数 合計5日以上10日未満:20万円 合計10日以上:35万円 ※1中小企業事業主あたり5人まで	千葉県労働局 雇用環境・均等室 ☎306-1860

※制度の名称欄の【新規】は新たな支援制度、【対象要件を拡充】は拡充した制度で、太字が拡充箇所となります。
 ※令和2年7月17日時点の支援情報です。拡充や新たな支援制度は、市ホームページや広報などでお知らせします。

令和元年台風15号・台風19号などの強風により、市内全域で多数の倒木があり、道路の分断や電線破損による停電の長期化、家屋への被害など甚大な災害となりました。樹



森林を所有されている方へのお願い

- ・対象となる工事は、生活する
- ・衛生設備(便器、浴槽など)
- ・給湯設備(電気・ガス給湯器など)
- ・ドア、窓等の開口部(ガラス、鍵交換含む)
- ・上下水道、電気、ガスなどの配管・配線
- ・換気設備
- ・電気設備(便器、浴槽など)

令和元年台風15号からの一連の災害により被災し、被災証明書で半壊(既に応急修理を受けた方を除く)または一部損壊の判定となった市内の住宅へ居住している方に対し補助をしています。

受付期限
令和3年1月29日(金)

受付場所
都市計画課

対象修繕工事
・屋根、柱、床、外壁、基礎など

補助金額
対象修繕工事が5万円以上で、その費用に対し、20%以内(50万円上限)

申込方法
申込書に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて提出してください。

対象者
・市内住宅に居住している方
・自らの資金では修繕工事ができない方
※空き家、賃貸住宅の貸主は対象になりません。

被災住宅修繕緊急支援事業の申請はお早めに
るうえで最低限必要な修繕です。

また、道路や建物に隣接している場所では、枝葉により交通の妨げや家屋破損を引き起こす場合もありますので、枝の剪定や刈り込みも、ご協力ください。

農政課
☎443-1402

木の健全な育成を図るためにも、森林所有者の方には、定期的な間伐、枝打ち、下草刈などの適正な管理を行うようお願いいたします。

都市計画課
☎443-1430

申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて提出してください。

市内住宅に居住している方自らの資金では修繕工事ができない方

被災住宅修繕緊急支援事業の申請はお早めに

記号の見方
時日時
場会場
内内容
対対象
定定員
費費用
申申し込み
締め切り
持ち物
問い合わせ

FAX 444-0815